東京医療保健大学和歌山看護学部学生生活委員会規程

（趣　旨）

第１条　　東京医療保健大学和歌山看護学部における学生生活に関する事項、及び国際交流に関する事項を審議するため、和歌山看護学部学生生活委員会（以下「委員会」という）を設置する。

（審議事項）

第２条　　委員会は、次の事項について審議立案する。

（１）学籍異動に関する事項
（２）学生の賞罰に関する事項
（３）学生の福利厚生に関する事項
（４）課外活動に関する事項
（５）奨学金に関する事項
（６）外国の大学及び教育機関との学術交流及び協定に関する事項
（７）学生の海外研修及び海外からの学生受け入れに関する事項
（８）国際的文化・学術交流に関する事項
（６）その他、学生生活、国際交流に関する事項

（構　成）

第３条　　委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

（１）和歌山看護学部教授会において任命する専任教員
（２）和歌山事務部長
（３）和歌山事務部学生募集担当部長
（４）その他、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

（委員長等）

第４条　　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、委員会を招集し議長となる。

（事　務）

第５条　　委員会に関する事務は、和歌山事務部で行う。

附　則　　この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

この規程は、令和７年４月１日から施行する。